

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

国における特殊勤務手当の運用等に鑑み、災害により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当である災害応急等作業手当について、大規模な災害に係る作業に従事した場合の手当額の上限を改正する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 警察職員が、災害応急等作業に従事したときに、支給する特殊勤務手当の日額の上限を1,440円（現行1,080円）とする。
- (2) (1)に掲げる特殊勤務手当の日額の上限については、日没時から日出時までの間に行う作業に従事した場合においては(1)の額に720円（現行540円）を、著しく危険な作業又は著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては(1)の額に1,440円（現行1,080円）を加算した額とする。

【警察職員の特殊勤務手当に関する条例】

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">（手当の支給範囲及び額）</p> <p>第2条 手当は、職員のうち公安委員会規則で指定する者が次の各号に掲げる作業等に従事したときに、その者に対し支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(14)の2 災害応急等作業 1日につき1,080円（日没時から日出時までの間に行う作業に従事した場合においては540円を1,080円に加算した額、著しく危険な作業又は著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては1,080円を1,080円に加算した額）</u></p> <p>(15)～(25) 略</p> <p>2 略</p> | <p style="text-align: center;">（手当の支給範囲及び額）</p> <p>第2条 手当は、職員のうち公安委員会規則で指定する者が次の各号に掲げる作業等に従事したときに、その者に対し支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(14)の2 災害応急等作業 1日につき1,440円（日没時から日出時までの間に行う作業に従事した場合においては720円を1,440円に加算した額、著しく危険な作業又は著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては1,440円を1,440円に加算した額）</u></p> <p>(15)～(25) 略</p> <p>2 略</p> |

3 施行期日等

- (1) 施行期日
公布の日
- (2) 適用区分
令和8年4月1日から適用する。
- (3) 特殊勤務手当の内払
改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、2による特殊勤務手当の内払とみなすものとする。